

## 特別医療費助成制度のお知らせ

区分	対象範囲	患者負担金
A	3歳未満	入院1,200円/日 通院 530円/回 (一つの医療機関につき4回までの負担を限度とし、5回目以降は負担なし)
B	3歳児	
C	特定疾病	20歳未満のぜんそく、ネフローゼなどの疾患を有する人の入院、通院費(特定疾患による入院、通院費のみ助成)
D	母子家庭	18歳の年度末までの児童およびその母の入院、通院費(世帯全員に所得税が課税されていないことを条件とする)
E	身体障害者	身体障害者手帳1・2級の所持者
F	知的障害者	なし
G	精神障害者	1級精神保健福祉手帳の所持者で、世帯全員に所得税が課税されていない者
		・通院...通院医療費公費負担対象者 ・入院...老人保健法の対象者を除く措置入院者を除く
H	心身障害者	一部負担金相当額を控除した後の2分の1を助成
		・身体障害者手帳3級の所持者 ・知的障害と判定され、かつ身体障害者手帳を有する者( . に該当する者および老人保健法の対象者は除く)

問い合わせ先 = A~D/健康対策課(さざんか会館・☎20・3192)  
E~H/福祉課(市役所第2庁舎1階・☎20・3181)



● 現況届の提出は  
8月中旬に!

母子家庭に支給される「児童扶養手当」、または心身障害児を養育している人に支給

される「特別児童扶養手当」を受給している人は、現況届を提出してください。  
この届けは、八月以降の手当を引き続き受けるために必要なものです。期限までに必ず提出してください。  
受付期間 8月10日(金)~31日(金)

● 児童扶養手当  
父母が離婚した人  
父が死亡した人

父に重度の障害がある人  
父の生死が明らかでない人  
父に引き続き1年以上遺棄されている人  
未婚で出生した人

支給要件に該当後、五年を経過している人、年金を受給している人(受給資格のある人を含む)は該当しません。  
提出先 児童家庭課(第2庁舎2階・☎20・3179)

● 特別児童扶養手当

二十歳未満の身体障害児(身体障害者手帳一~三級程度)、または知的障害児(中程度以上の障害)を養育している人。  
提出先 福祉課(第2庁舎1階・☎20・3181)

● 寝具の丸洗い  
乾燥サービス

● 9月実施分の募集

対象 ひとり暮らしで75歳以上の人 65歳以上74歳以下の身体虚弱な人 65歳以上の寝たきりの人

利用料 掛布団(200円) 敷布団(200円) 毛布(100円)

申込期限 8月24日(金)  
申し込み先 各中学校区の

在宅介護支援センター 高齢社会課(☎20・3173)

● 敬老会開催経費を助成します

各地区社会福祉協議会が開催する敬老会に対して、その経費の一部を助成しています。

助成対象は、平成十一年度から五年間かけて基準年齢を七十歳から七十五歳まで引き上げることになっています。今年度は七十三歳以上の人です。

また、九十歳の人、百歳以上の人についても記念品などを贈呈します。

問い合わせ先 各地区社会福祉協議会 高齢社会課(☎20・3172)



● 健康講演会

とき 8月23日(木)午後2時~3時30分  
ところ さざんか会館5階  
テーマ 「骨を強くしよう」腰痛・骨粗しょう症の予防